

広島市告示第460号
令和7年9月30日

令和6年1月12日付け広島市告示第20号により令和6年度及び令和7年度の固定資産税の第1期の納期限が延長されている者（富山県、石川県に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等）については、広島市内に所在する土地及び家屋に関する土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を令和6年3月8日付け広島市告示第99号により、令和6年度は令和6年4月1日（月）から「別途広島市告示で定める期日」まで、令和7年3月5日付け広島市告示第114号により、令和7年度は令和7年4月1日（火）から「別途広島市告示で定める期日」まで縦覧に供することとしていましたが、令和7年9月25日付け広島市告示第457号により納期限が定まった者（次に掲げる地域に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等）については、「別途広島市告示で定める期日」を令和7年10月31日（金）とします。

広島市長 松井 一實

都道府県名	地 域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町